

税務・財務情報 第2012号

年末調整の電子化がスタート

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

年末調整の電子化がスタート

1 はじめに

令和2年10月より 年末調整手続きの電子化が可能となりました。

年末調整の電子化は これまで紙ベースで行ってきた保険会社等からの控除証明書等の取得、従業員による年末調整申告書の作成、勤務先への提出を電子化し、年末調整手続の効率化を図るものです。

今回は 電子化の概要と、企業、従業員に必要となる準備について説明させていただきます。

2 年末調整手続きの電子化の概要

これまでの年末調整手続きは 以下の内容でした。

- ① 従業員が、保険会社 金融機関等から控除証明書をハガキで受領
- ② 従業員が、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書に、①で受領したハガキに記載された内容を転記の上 控除額を計算し記入
- ③ 従業員が保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書を作成し、控除証明書とともに勤務先に提出
- ④ 勤務先が提出された申告書に記載された控除額の検算、控除証明書の確認を行った上で年税額を計算

電子化された場合の手続きは 次のような手順になります。

- ① 従業員が 保険会社 金融機関等から控除証明書を電子データで受領
- ② 従業員が、国税庁ホームページからダウンロードした年調ソフトに、住所、氏名等の基礎項目を入力し、①で受領した電子データを自動入力し、控除額を自動計算し、年末調整申告書の電子データを作成
- ③ 従業員が、②の年末調整申告書データ及び①の控除証明書データを勤務先に提供
- ④ 勤務先が③で提供された電子データを給与システムにインポートして年税額を計算

3 電子化に向けた準備

【勤務先】電子化した場合の勤務先の事務手続きは以下の通りです。

① 電子化の実施方法の検討

年末調整手続きの電子化に当たり、従業員が使用する年調申告書作成用のソフトの選定や、電子化後の事務手順をどうするか決定します。

② 従業員への周知

電子化に当たっては従業員も 保険会社等から控除証明書等データの交付を受けるための手続きなど、事前準備が必要になります。また、①で決定した年末調整申告用のソフトウェアや事務手順について周知する必要があります。

③ 給与システム等の改修

従業員が提供する年末調整申告書データや控除証明書等データをご利用の給与システム等にインポートし、年税額の計算を行うため、給与システムの改修を行います。

④ 税務署への届出

従業員から年末調整申告書を電子データで提供を受けるためには、所轄税務署に「電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

【従業員】電子化した場合の従業員の事務手続きは以下の通りです。

① 年末調整申告書作成用のソフトウェアの取得

控除証明書等データを活用して簡便に年末調整書類を作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能をもつソフトウェアを取得します。国税庁のホームページから無料でダウンロードが可能です。

② 控除証明書等データの取得

保険会社等から控除証明書を電子データにより受け取る方法は、以下の（ア）、（イ）が考えられます。

（ア）マイナポータル連携により取得する方法

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。利用するためにはマイナンバーカードが必要になります。

マイナポータル連携とは、控除証明書等データを、マイナポータルから一括して自動取得する方法をいいます。なお、年調ソフトを利用した場合は、これにより取得した控除証明書等データの内容を自動反映できるので、年末調整申告書の作成をより簡便にできます。

（イ）保険会社等の HP（いわゆる「お客様ページ」等）などから個別に取得する方法。

ただし、控除証明書等のデータ提供は義務ではないため、全ての保険会社と金融機関が控除証明書等のデータを提供できるとは限りません。ご契約の保険会社等にご確認ください。

4 年末調整電子化のメリット

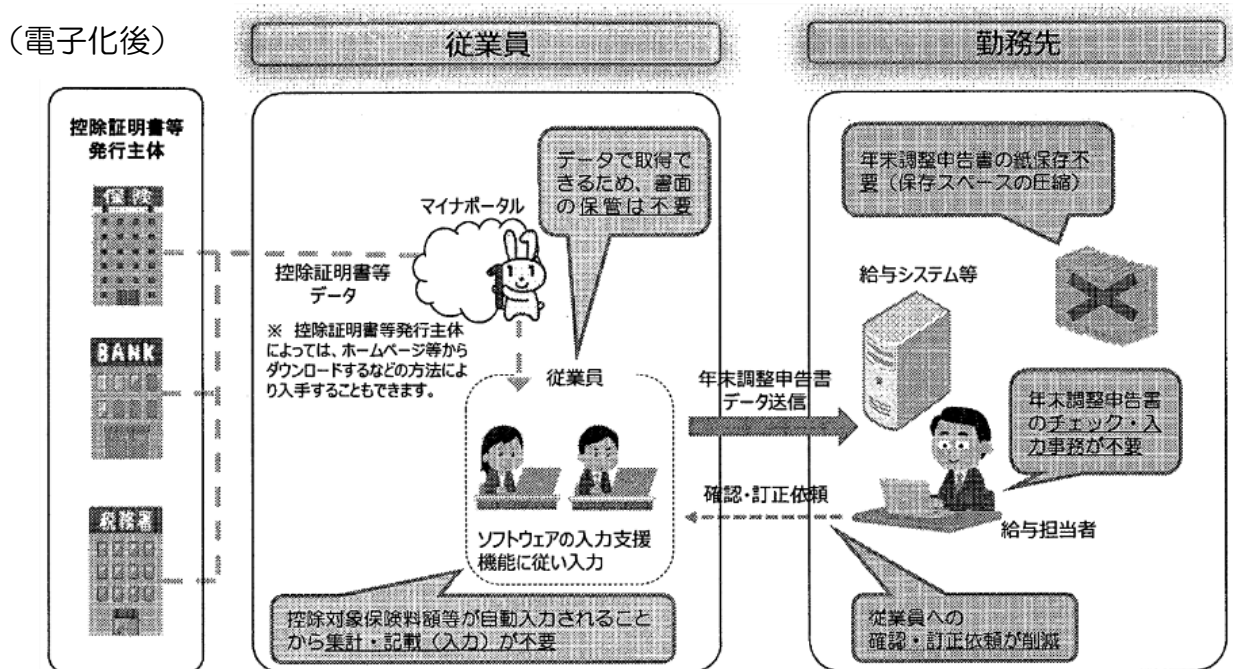
電子化により次のようなメリットがあります。

【 勤務先のメリット 】

- ・記載された控除額について、誤りがないか検算が不要になる
- ・控除証明書について、正しく転記されているかを確認する事務が削減される
- ・記載誤り等が減少し、従業員への問い合わせ事務も減少する
- ・検算を終えた控除額について 一人分ずつ給与システムに入力する手間が省ける
- ・控除申告書は 7 年間保存義務があるが、保管コストが削減される

【 従業員のメリット 】

- ・氏名など、毎年同じ内容を手書きする手間が省略できる
- ・控除証明書等の年末調整申告書への転記、控除額の計算などが省略できる
- ・控除証明書等の紛失リスクが無い



(国税庁 HP より)

5 最後に

コロナ禍でテレワークが普及してきたことにより、年末調整手続きの電子化を進める企業も多いようです。上記のように電子化には一定の準備が必要になりますが、部分的な対応であっても一定の効率化を図ることが可能になります。

例えば、控除証明書等をハガキで取得、年末調整ソフトで申告書を作成し、印刷した書面を勤務先に提出するケースです。この場合 税務署への承認申請は不要で、従業員や勤務先の負担を一定程度軽減できます。年末調整の電子化は義務ではありませんが、段階的な電子化を検討されてはいかがでしょうか。

ご興味のある方は、弊社担当者にお問い合わせください。

執筆者 野口 智子